

盧花徳富健次郎

第三部

中野好夫

中野好夫

第三部

蘆花徳田健次郎

筑摩書房

蘆花徳富健次郎第三部

昭和四十九年九月十八日 初版第一刷発行
昭和四十九年十一月十五日 初版第三刷発行

著 者 中 野 好 夫

発行者 井 上 達 三

発行所 筑 摩 書 房

東京都千代田区神田小川町二ノ八

郵便番号一〇一一九一

電話東京(二九)七六五一

振替東京四一一二三
製印 本刷 永精 興興 舍社

蘆花徳富健次郎 第三部 目次

一	「謀叛論」	三
二	颱風の眼——「みゝずのたはこと」まで	六〇
三	颱風ふたたび	六
四	死の蔭の旅	二五
五	父の死、徳富家の埋葬	四
六	あるカタルシス	一七
七	閉居三年	一九
八	「新春」をめぐる	三三
九	蘆花とキリスト教	二六
十	世界をめぐる	二八
十一	心の母に	三二

十二 黄昏近く

三四〇

十三 「富士」という名の遺書

三六七

十四 死とその前後

三九六

むすび

四三三

附録 蘆花探訪拾遺

四四一

1 果して蘆花は狂人か？

四四三

2 小説「黒い眼と茶色の目」のモデル

四四九

3 小説「富士」のモデル

四五四

あとがき

四六一

年譜

四六四

索引

四六四

蘆花徳富健次郎

第三部

故中野晋氏の霊に捧げる

一 「謀叛論」

世にいわゆる大逆事件と呼ばれるものの発端は、明治四十三年五月二十五日であった。

この日から翌二十六日にかけて、長野県下で労働者宮下太吉（東筑摩郡明科^{あきしな}村明科製材所の職長）以下、新村善兵衛、忠雄の兄弟、そしてまた新田融という四人の青年が、相次いで逮捕された。罪名は爆発物取締罰則違反という容疑であった。同じくまた東京では、これも古河力作という青年がつかまった。つづいて、これはすでに「自由思想」事件と呼ばれる新聞紙法違反事件の換金刑として入獄中であった女性、社会主義者管野スガ子が、そのまま連累者として送検されるし、次いで数日後の六月一日には、突如として幸徳秋水が仕事先の神奈川県湯河原温泉で検挙されている。そしてそのころには、罪名もすでに当初の爆発物取締罰則違反というのから、「某重大事件」「不軌の大陰謀」ということになっており、即日直ちに記事掲載禁止の命令が、検事局から発せられた。

そして一応六月四日の担当検事正某の談話では、「今回の陰謀は実に恐る可き者なれども、関係者は

只前記七名のみの間に限られたるものにて、他に一切連累者無き事件なるは、余の確信する処なり」(東京朝日紙、六月五日)とあったにもかかわらず、事件は、一切眼を蔽われた国民の背後で、はてしなく芋ヅル式に拡大されていたのだった。東京府、神奈川県はもとより、熊本、和歌山、岡山、大阪、兵庫等々の各県をはじめ、検挙網はほとんど全国にわたってはりめぐらされ、およそ無政府主義者、急進社会主義者をもって目されるほどのものは、文字通り根コソギ式の検挙を受けていた。検挙者総数は数百名に上るといふ始末、容疑もまた旧刑法第七十三条「天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、又ハ皇太孫ニ対シ危害ヲ加ヘ、又ハ加ヘントシタル者ハ、死刑ニ処ス」とある大逆罪が適用される容疑にまで発展していた。

ところで、大逆事件そのものについては、戦後すでに糸屋寿雄、神崎清、塩田庄兵衛等々、諸氏の詳細周到な著書をはじめ、いまでは有り余るほどの研究が公刊されているので、改めて詳しいことは述べぬ。ただ必要な経過だけを要約すれば、起訴されたものの二十六名。裁判は同年十二月十日にはじまり、同二十九日まで、一応十六回の公判を開いてはいるが、もとよりすべては非公開(第一回の冒頭と、翌四十四年一月十八日の判決公判だけは公開している)、しかも大逆罪といえ、大審院のそれだけが最初であり、また最後であった。死刑二十四名、翌十九日には内十二名だけが、「天皇陛下から特赦」の聖恩により、刑一等を減じられて無期懲役ということになったが、もとよりすべては事前からの脚本通りであった。しかも、わずか一週間後の二十四日には、ひどくあわただしい死刑執行が行われていた。(菅野だけは翌二十五日。)なんとこれだけの大量殺人が、宮下の逮捕から数えてすら、わずか八カ月足

らずで片づけられているのである。^{*}後年ではあるが、当時の弁護人今村力三郎の回想に見ても、「裁判所が審理を急ぐこと奔馬の如く、一の証人すら之を許さざりしは、予の最も遺憾とする所なり」^{**}とある。「奔馬の如く」とは、実に評しえて妙といわねばならぬが、こうして西園寺内閣の毒殺をまで敢てした元老山県有朋の宿志——いわゆる主義者たちの根絶ということは一応成功したかに見えたのであり、稀代の茶番劇は目出たく？ 終わった。

* 当時事件の捜査から裁判までを総指揮した司法省民刑局長兼大審院判事平沼騏一郎の「回顧録」(五八頁)によると、「予審を始めてから終結まで八ヶ月位、大審院の特別公判が終るまで十ヶ月」とあるが、これはなにかの計算ちがいであろう。

** 「芻言」(大正一四・一) 自序。

さて、以上で簡単な事件の経過は終えるが、そこで次に考えたいのは、いったいこの事件、一市民である健次郎によって、どんな風に受け取られていたかという一事である。まず秋水逮捕の直後六月二、三日ごろまでは、内容こそ某重大事件、大陰謀などとぼかされているが、一応宮下等の検挙も、秋水のそれも、各新聞は簡単ながら伝えている。掲載禁止命令にもかかわらず、六月五日の東京朝日紙などは、かなりのスペースを割いて報道していた。上に引いた某検事正の談話なども、それに出ているのだ。いや、そればかりではない。六月下旬になっても、まだ大石誠之助、森近運平などの逮捕は、単に事実だけなら、報道面にも現われている。ただ皮肉なのは、六月二十一日の東京朝日紙など、この兩人の「捕

縛を最後として、一先一段落を告げたるものゝ如し」という観測記事さえ載せていることである。一段落とは何か。逮捕だけなら、たしかにほぼこの通りだが、事件そのものの発展からいえば、とうてい一段落どころではなかった。

ところで、簡単なながらもこうした報道がつづいていた以上、いくら粕谷在の美的百姓といえども、一応知らぬはずはなかったと思える。新聞は数紙、かなり丹念に読んでいた彼だからである。ただ問題は、どこまで健次郎が「重大事件」の内容についてまで聞知していたかということだが、この点もまた、残念ながら、直接徴すべき根本資料は今のところない。仕方がないから、間接的に推測するよりほかないのだが、結論をまず先にいえば、どうやら内容については、あまり重大に考えていたらしい形迹はない。いずれすぐあとでわかるはずだが、事件の結果に関して、にわか健次郎の関心が高まるのは、明らかに四十三年もようやく歳末に近づいてから、いまし具体的にいえば、十一月九日に予審終結、翌十二月十日からは、いよいよ「有史以来の大公判」（東京日日紙）がはじまった、その前後からであったかと思えぬ。

それが傍証には、その年夏から秋にかけての健次郎一家の動静がまず挙げられるであろう。極秘裡とはいえ、この重大事件の予審が着々として進行中であつたはずなのに、彼は九月七日から十月八日まで、妻愛子とはもとより、幼い五歳の鶴子まで同伴して、一カ月に及ぶ北海道旅行をのんびりやっているのである。直接の目的は、前にも出た関寛翁の経営する斗満（十勝）牧場への訪問であつたが、往路も帰路も、まことに悠々たる北海道、青森県などの見物旅行であつた。さらにまた数日後の十月十五日からは、

こんどは母久子までを伴って、一家こぞっての紅葉見物を、十日間近くにもわたり、京都、宇治、奈良などに試みている。とても事件のことが頭を占めていたとは考えられぬからである。

* この旅行のことは、「みみずのたはこと」の二篇、「閑寛翁」と「熊の足跡」とに詳しく語られている。詳細な紹介は省略せざるをえぬが、一読には値すると思う。この奇骨、変りものの爺さん寛翁自身は、その後二年、四十五年十月十五日に八十三歳の長い生涯を、覚悟の自殺という形で淋しく終っている。医を業とした三男との断絶、そして不幸な諍いが、晩年の深い傷心の種であったらしい。なお紅葉見物旅行のことも、同じ「みみずのたはこと」の「紅葉狩」に詳しい。

もつとも、これをもって健次郎の無関心を責めることは酷なようである。先にも引いた平沼騏一郎「回顧録」の同じ件りに、次のような話が出る。予審も終結し、いよいよ特別裁判の日取りも決ったときである。彼は当時学識と雄弁とをもって鳴っていた花形弁護士花井卓蔵^{*}に弁護のことを頼んだ。ところが、花井は、「何をしてゐるのかと思つてゐたら、そんな事があつたのか」と驚いたというのだ（同書五九頁）。法曹界の大立物花井にして、これである。宮中府中ごく一握りの人たちを除いては、いかに嚴重な隠密裡に、想像を絶したフレーム・アップが拡大されていたか、容易に察せられようというものであらう。

* 明治元年生れだから、まさに働き盛りの弁護士であった。有名なシーメンス事件をはじめ、星亨暗殺事件、先の日比谷騒擾事件等々、明治末から大正期にかけ、高名な刑事事件で彼の手にからぬものは、ほとんどなかったといつてもよい。先に出た

野口男三郎臀肉切事件（第二部二八二頁註および附録「蘆花と死刑囚Ⅰ」参照）でも、彼が担当弁護人であった。漸進的思想の持主で、死刑廃止、陪審制度採用などにも、有力な主張者として人権の伸長に努力したが、とりわけその雄弁は、やや古風ではあるが、一世を鳴らした。政界にも進出し、衆議院副議長、勅選貴族院議員なども歴任している。

健次郎としても、かねて面識ある幸徳秋水等の身边をめぐる事件ではあり、一通り人並の憂慮は抱いていたろうが、まさかにあの大量殺人になろうとは想到しえなかったに相違ない。だからこそ、呑気な旅行もつづけていられたのであろう。そんなわけで、結局にわかに彼がこの事件で腰を上げるのは、明らかに非公開公判がはじまってから、言葉をかえていえば、ひどくあわただしい公判の進行から見ても、どうやら死刑囚の出そうな見通しが、ようやく濃くなりだしてからであった。

ここでもまた蘆花自身の日記がないのが、まことに残念なのだが、ただ幸いなことに、代って愛子夫人のそれがある。事件の終段をめぐる、健次郎一家の動きが実によくうかがえるので、すでに神崎清氏による詳しい紹介もあるが（『徳富蘆花と大逆事件』——雑誌「文学」蘆花特集号、昭和三十一年八月）、改めてここでも抄出しておきたい。

まず最初は四十四年一月十三日。公判そのものは、前年の暮十二月二十九日に結審が宣せられ、いまはただ判決の日を待つばかりであった。（もっとも、内実をいえば、年が明けるや否や、すでに判決日は十八日ごろ、そして結果は検事の請求通りということに、ほとんど決っていたのだが。）

「無政府主義者の判決言渡しも近づきぬ。如何になるべきか。どふも死刑になりさうだが、陛下より大

赦あらばいいがなあ、とは吾夫の情！　そもいかになりゆくべきぞ。主魁とめざされし人は助かりさうもなし。」

蓄積されてゆく不安が目に見えるようである。つづいては一月十九日、いうまでもなく判決の翌日である。

「昼過新聞来る。書斎より吾夫、オ、イとよびたまふに、何事ぞといそぎゆかんとすれば、つづけて二人殺すさうだ！

「書斎によれば、いつも／＼此事につき語り、気をもみしが、何事ぞ二四人の死刑宣告!!　まさか宣告はしても、殺しはすまじ。されど此よさむ(夜寒)すが子をはじめ一同の思ひやいかに。

「無政府主義につき吾夫と論評す。どふも同主義者の人格に心ひかる点を我等は知らず。為に全然同情も出来ざれど、政府も惻巧なれば殺しはせじ、否、殺させ度^{たぐ}なし、と吾夫のたまふ。」

前日に下った判決を、翌日昼過ぎになって、やっと知っているのである。ラジオ、テレビのないのは致し方ないとしても、新聞配達という点だけでも、まだ千歳村粕谷は、それほど遠い田舎だったのである。そして愛子日記にも、連日のように事件関係の記述が現われるようになる。

「一月二〇日　雪　木(金の誤記)

「けふは終日かの二四人の事件につきかたりくらす。食卓の下にうづくまりてお、かめ、かき、もちをやけば、吾夫も坐して卓の下にてとり給ふ。心は牢にのみゆきて。

「一月二一日　晴　金(土の誤記)

「聖恩如海、一二名減刑の詔勅下る。

「吾夫はまだ政府を利巧として、多分残りも今数日を経て下るべし。二度にするなるべし。一度に悉くゆるすは寛に過ぐるやう見ゆればと。されど幸徳及菅野ミヤノのふたりは、若しくは大石の三名だけは、どふもたすかりさうにもなし。ともかく兄君へ手紙認め、残り一二名の為尽力したまはん事を乞ひ給ふ。高井戸の東京便にたのむ。」

恩赦の伝達は十九日も夜おそくだったので、ここでもまた彼は、二十一日配達の新開でやっと知ったのである。心の動揺が目に見える。同時にまた、いかに二人とも、事件の本質について無知だったかわかるのだが、おそらくこれが百人中九十九人、いや、一万人中九千九百九十九人までの日本国民の理解であつたに相違ない。幸徳、大石等をもって事件の首魁者として受け取らせるところ、山県以下桂内閣の狙いは、見事な成功を見せていたわけであつた。だが、健次郎もまた、即日に関行行動を起している。「兄君」とは、もちろん蘇峰のこと。桂首相との間は、いふなればツーカーの仲、みずから私設政治顧問をもつて任じていたはずのこの兄に對し、まず一書を飛ばしたのは当然であらう。この手紙は全集版書翰集（第二十卷二八七頁）にも載っている。

「唯今新聞を披きて恩赦の十二名に限られたるに一驚を喫し申候。残余の十二名は時を隔てゝ特赦の恩命有之候都合にや。若死刑に処せらるゝ様の事ありては大事去矣。甞に堅子たんしをして名を成さしめ、松陰、三樹（頼三樹三郎）の栄冠を彼等に冠らしむるのみならず、死刑の目的と正反對の結果を必然来し可申候。死する十二人は百二十人となりて復活し来るべく、彼等が残年の計數に幾層倍して、皇室の命脉は

縮まり可申候。聡明者揃ひの当局には、あまりの違算に候はずや。何卒御一考、速やかに桂総理に御忠告奉願候。」

日付は一月二十一日午後二時とある。明らかに新聞を見て、直ちに筆を執ったものと思える。^{*}おそらくは同時にもう一文、「桂侯爵へ」と題する直接歎願文も書き上げていたはずである。断定はできぬが、同封して兄宛に送ったのではなからうか。^{**}こうして行動の第一日は終った。

^{*} この手紙、上記日記によると、「高井戸の東京便にたのむ」とあるのに、封筒の消印は内藤新宿とあるので、ときにちょっと問題になることもあるが、ありようは当時のこととして、高井戸界限にはまだ大きな郵便局がなく、新宿局の集配区域になっていたのである。「みみずのたはこと」にいわゆる「郵便局へは一里半」とある、その今昔感が見えて興味深い。

^{**} この「桂侯爵へ」の一文、昭和初年蘆花全集刊行のころまでは、明らかにその草稿がのこっていたはずなのだが、現在所在不明。恒春園記念文庫にも、蘆花会所管の文書にも見当らぬ。蘆花会代表の横山春一氏、戦後「天皇陛下に願ひ奉る」などの復刻をつくった野田宇太郎氏、そして大逆事件と蘆花関係の研究者神崎清氏も、かつてついに寓目されたことなしといわれるのである。全集刊行時に存在したことは、同第十九卷「偶感偶想」の解題末尾に、「編輯終了後、本巻に収めたる所の三篇、『桂侯爵へ』『天皇陛下に願ひ奉る』『難波大助の処分就て』が、削除を余儀なくせられた」云々とあるに見ても明瞭であるし、またそれが事実桂の手許にまで届いていたらしいことも、後日のことだが、もし全集編集者沖野岩三郎の直話を信じるならば、当時桂が蘇峰に対し、「健次郎というのは弟さんかね」と質したという話まであるくらい。それだけに現在見当らぬのは不思議である。後考をまちたい。

明くれば一月二十二日、日曜日。愛子日記には次のような記事が出る。

「一月二二日 美しう晴れたり 日